

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱改正による Q&A

1. 専用住宅に対する浄化槽補助金について

Q：要綱改正により、これまでの専用住宅への浄化槽補助金について変わったところはあるのですか？

A：①人槽による補助金額に変更があります。

②嵩上げ補助金の算定に係る標準工事費に変更があります。

③単独処理浄化槽もしくはくみ取り槽からの転換の場合に限り、以下の費用が新たに補助対象となります。

- ・単独処理浄化槽撤去費
- ・くみ取り槽撤去費
- ・宅内配管工事費

詳しい内容については要綱をご覧頂くか、担当窓口までご連絡ください。

2. 事業所等への浄化槽補助金について

Q：要綱改正により、これまでの事業所等への浄化槽補助金について変わったところはあるのですか？

A：上記専用住宅と同様の変更があったほか、以下の条件に合致する場合新たに補助の対象となります。

- ・由利本荘市公共下水道事業計画変更（令和3年2月27日付け下水-1705）により本荘処理区から除外された区域において、単独処理浄化槽もしくはくみ取り槽を浄化槽に転換しようとする方

3. その他

Q：補助の対象外となるのはどのような場合ですか？

A：①建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認又は浄化槽法第5条第1項に基づく届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者

②専用住宅及び事業所等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

③当該事業年度の前年度以前に既に浄化槽を設置済みである者

④当該事業年度内に浄化槽の使用開始ができない者

⑤浄化槽を更新する者（但し、専用住宅にあつては災害による更新は除く）

⑥国・県・市等の他の補助金を活用して浄化槽を設置する者

⑦前各号に掲げる者のほか市長が不相当と認めた者